

社会福祉法人むつみ福社会

令和2年度 事業計画

令和2年4月1日

令和2年3月18日 第182回理事会承認

令和2年3月27日 第110回評議員会承認

【法人全体】

1 事業推進理念

法人設立の理念である「愛知県重症心身障害児（者）を守る会」の基本理念『最も弱い者を一人ももれなく守る』ことを念頭において、障害者・家族・地域・職員が結び合った施設とし、重度障害者の生きがい保障と豊かな未来をめざす。

2 基本姿勢

(1) 支援のあり方

- ① どんな重度障害者も自立をめざす。
- ② どんな重度障害者にも成長を促す。
- ③ どんな重度障害者も地域での生活を推進する。

(2) 経営方針

- ① 中長期の見通しを持つ。
- ② 健全な財政保持をめざす。
- ③ 地域における理解をさらに進める。
- ④ 職員の支援力向上をめざす。

3 推進する事業

- (1) 障害福祉サービス事業「むつみグリーンハウス(生活介護)」
- (2) 相談支援事業「中区障害者基幹相談支援センター」
- (3) 相談支援事業「障害者相談センター 一歩」
- (4) 障害福祉サービス事業「なごみ居宅サポートセンター」
- (5) 移動支援事業「なごみ移動サポートセンター」
- (6) 精神障害者地域活動支援事業「あかもん」
- (7) 医療型障害児入所施設「名古屋市重症心身障害児者施設」
- (8) 障害福祉サービス事業「名古屋市重症心身障害児者施設(療養介護)」
- (9) 障害福祉サービス事業「名古屋市重症心身障害児者施設(短期入所)」

* (7)～(9)は、「ティンクルなごや」の事業

4 運営方針

(1) 既存事業所の安定した事業運営の推進・充実

当法人が運営する事業所を利用される利用者やご家族からの期待に応えられる事業運営を目指す。

経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上、財務規律の強化、地域における公益的な取り組みを実施する責務など、社会福祉法人が果たさなければならない使命を全うする。

(2) 公益を目的とする事業の取り組みについて

公益を目的とする事業として、介護員養成研修事業、日常生活用具給付等取扱事業を開始する。

介護員養成研修事業で有資格者になった方にはなごみサポートセンターに登録してもらうことを条件に、他の養成機関よりも安価な受講料で開講を目指す。

日常生活用具給付等取扱事業は、むつみグリーンハウスの生活介護事業の一つとして取り組んでいた事業を継承し実施する。

(3) 人材確保・育成・定着

若い人材の発掘が困難を極める中、既存職員のスキルアップができる組織体制を強化し、各事業所の状況に合わせた既存職員の育成プログラム(法人内外の研修参加やスタッフミーティング)を充実させる。

介護従事者養成事業を通して人材の確保・定着を目的として第2新卒や中年層への働きかけを行う。さらに、職員が定着するよう処遇改善や職場環境の改善に向けた検討を行う。

(4) 地域における公益的取り組みの推進

地域で展開されているボランティア活動や社会奉仕活動に館内の施設設備を利用してもらうなど、地域住民の人たちとの継続的な交流に積極的に取り組む。

医療・福祉分野で必要になる資格を取得する実習生の受け入れなど、「大学や専門学校とのネットワークの強化」、「障害理解の増進」につながる体制づくりをする。

(5) 新規整備事業の推進

共同生活援助事業(グループホーム)、短期入所事業(ショートステイ)に加え、生活介護事業、相談支援事業、放課後等デイサービス事業を併設した多機能型事業所の整備を進める。

(6) 危機管理マニュアルの策定

近年は、地震や津波、洪水といった大災害の発生や大雨、暴風といった身近に発生する自然災害により、被災のリスクが少なくない状況に加え、感染症の発症に伴う利用者の安心・安全への配慮や業務継続の在り方が喫緊の課題である。

こうした状況に対応するための「危機管理マニュアル」を策定する。

(7) 現行実施事業の再検討

むつみグリーンハウスの今後の経営課題への対応策について、引き続き検討を行う。

【生活介護事業所 むつみグリーンハウス】

＜全体の方針＞

利用者一人ひとりが楽しみや生きがいを持って取り組める魅力ある日中活動を展開する。さらに、個々の自立やニーズに合わせた個別支援計画を作成し、個別的配慮の上で、集団活動の場を提供する。利用者が生きがいを感じることができるよう、作業や取り組みなど充実した支援を行う。

1 作業型

働く喜びや楽しさを実感しながら充実した生活が送れる日中活動の場を目指すため、以下の方針により支援を進める。

(1) 作業支援

- ① 既存の作業の生産性・正確性の向上を図り、生活のペースを安定させやりがいをもって通える場所づくりを行う。
- ② 製造・納品・福祉協力店事業などの作業を通して、地域社会や人とのつながりを実感し社会参加ができる環境を維持する。
- ③ 働くことの意義や経済活動(労働対価を得る)ことの大切さが理解できるよう努める。

(2) 生活支援

- ① 個々の嗜好的ニーズに応じた取り組みやグループ活動、季節的行事を取り入れ、作業とのメリハリをつけることにより日中活動の相互的充実を図る。
- ② 身体機能の維持を図るため、必要に応じ嘱託医の診察や理学療法士の助言をもとに体操などの個別プログラムを計画し、継続して行う。

(3) 総合支援

作業を中心に日中活動を送る中、利用者への働きかけを通して自己決定できる環境をつくり、自己決定したことを自らの責任で実現できるよう支援する。

さらに、その過程においては、成功の喜びを味わうだけでなく、満足できなかったことや失敗から得られる経験の大切さを受け止め、次の挑戦に活かすことができるよう支援する。

2 日中活動型

利用者の個々の状態やニーズに応じたメリハリのあるプログラム（午前は活動的、午後は身体ケア）を設定し、興味や意欲を引き出せるような支援を行なう。

また、外部講師を依頼し、より専門的な活動も取り入れる。

- ① 通所時の健康チェックや排泄、摂食等の援助を行い、生活リズムの安定化を図ることで、健康で充実した生活へと繋がるようにする。
- ② 障害の重度化や進行性の難病など、利用者の障害や程度はさまざまであるので、健康状態や変化に気付けるようチームアプローチを行う。

- ③ 集団でのレクリエーションを中心にプログラムを工夫する。また、季節を感じられるプログラムを立案し、身体機能や感覚機能の維持、向上を図る。
- ④ 音楽療法士や創作活動、ドックセラピーなどの外来講師や専門家の活動を取り入れ日中活動の幅を広げる。
- ⑤ 嘱託医の診察や理学療法士によるリハビリ指導、さらには法人内の医療スタッフへのアドバイスなどを参考に、機能訓練や「ふれ足体操」などの弛緩的マッサージも取り入れながら身体機能の維持を図る。

3 生活介護事業全体

(1) 土曜日の開所

月の上限開所日となるよう、月に5日を限度に開所日を設け、できる限り希望どおりに利用できるよう努める。

(2) 祝日開所の試行実施

利用者・家族へ祝日開所のニーズ調査を行った結果、祝日の開所希望者が多数であったため、祝日の開所を試行的に行う。

今年度は、令和2年7月23日「海の日」、令和2年7月24日「スポーツの日」、令和2年8月10日「山の日」、令和2年11月3日「文化の日」、令和3年2月11日「建国記念の日」を試行的に開所日とし、次年度以降の実施に向けた検証材料とする。

(3) 医療機関との連携

月に1度、医師による診察を行ない、身体状況の把握に努め、日々の生活や活動の中で配慮する。

(4) 人材の育成

社会福祉専門職や医療系資格取得を目指す専門学校生や短大、大学生などの実習生を積極的に受け入れ、後進の指導に協力する。

(5) 利用者確保

利用者の送迎体制の強化に向け、生活介護事業所職員全員が運転業務を行うとともに、新たな運転手の採用も検討し、利用者の増加につなげる。

また、各事業活動の充実を図り、現利用者の通所を安定させるとともに特別支援学校への情報提供や相談事業所との連携を図り、新規利用者の確保を目指す。

4 利用者数

近年の利用率や動向を勘案して以下を年間目標とする。

(1) 平日の利用

- ① 日中活動型(定員20名) *登録者数 29名(令和2年3月現在)
1日の平均利用人数18名を目指す。
- ② 作業型(定員40名) *登録者数 30名(令和2年3月現在)
1日の平均利用人数25名を目指す。

【居宅介護支援事業所 なごみ居宅サポートセンター】

【移動支援事業所 なごみ移動サポートセンター】

<全体の方針>

障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス〔居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護〕及び地域生活支援事業における移動支援を行う。

名古屋市在住の障害児・者が、住み慣れた地域で安心した日常生活を営むことができるよう、利用者の個性や意思決定を尊重し、思いやりの志を大切にしながら安心・安全なサービス対応に努める。また、より充実した在宅生活を送るため新たなサービス利用ニーズの充足を図るとともに、積極的に新規の利用者受け入れる。

本事業所の地域での役割を認識するとともに事業所としての特色を活かしながら、安定したサービス利用へと繋がるような支援体制の構築を行う。それに伴い、即時の判断や対応が困難なケースの情報を他機関と密に連携を図るとともにスタッフ間での情報共有を行う。また、想定される困難なケースにスムーズに対応できるよう、人材育成を目指した研修体制を整える。

1 事業の方針

- ① 利用者が住み慣れた居宅において自立した日常生活又は社会生活を営めるよう、利用者の心身の状況及び置かれている環境に応じた支援を適切かつ効果的に行う。
- ② 地域生活の担い手として、常に利用者の立場に立ち、意思を尊重したサービスを行う。
- ③ 重度の障害がある人も、その人らしく安心して暮らすために必要な環境づくりに向け、新たに24時間体制での重度訪問介護サービスを実施するとともに、そのために必要な支援体制を整える。
- ④ 地域や家庭との結びつきを重視し、行政機関、他の居宅支援事業所、地域の保健、医療、福祉サービスとの連携を行う。
- ⑤ 中長期的に継続した登録ヘルパースタッフの確保が図れるよう募集形態の幅を広げ効率性の高い募集方法の開拓を行う。

また、法人独自で「介護員養成研修事業」を開始し、障害に特化した安定した人材の確保・育成を図る。

- ⑥ 慣例となった利用者とヘルパースタッフとの小集団での外出を、これまでと同様に企画することにより、余暇活動の充実へと繋がるよう努める。また、参加者同士の交流を深めるとともに、ヘルパー間での意見交換・技術確認や支援方法（基本的な心構え等）の検証の場としてより一層活用できるよう工夫を凝らす。

- ⑦ 外部研修等に積極的に参加し、サービスの質の向上を目指す。

2 事業の内容

(1) 障害福祉サービス

- ① 居宅介護（身体介護、家事援助、通院等介助）
- ② 重度訪問介護
- ③ 行動援護
- ④ 同行援護

(2) 地域生活支援事業

- ① 移動支援

3 事業の対象者

主たる対象者は定めない

4 通常の事業の実施地域

名古屋市全域

5 事業の実施時間

- ① 営業日： 月曜日～金曜日（12月29日～1月3日及び祝日を除く）
- ② 営業時間： 8時45分～17時15分
- ③ サービス提供日： 通年（年末年始を除く）
- ④ サービス提供時間： 原則24時間

【障害者相談センター 一歩】

＜全体の方針＞

障害者（児）が住み慣れた地域で安心した生活が過ごせるよう相談支援体制の充実に努める。また、障害者基幹相談支援センター等の各相談機関や病院、地域の関係機関との連携を図りながら障害福祉の推進に取り組む。

1 事業の内容

（1）基本相談支援

障害者（児）が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、一人ひとりの生活に応じて訪問、外来、電話等で相談支援を行なう。必要に応じ、福祉の情報提供やサービス利用の調整などを行う。

（2）計画相談支援

障害者（児）の自立した生活を支えるとともに、適切なサービス利用や課題の解決に向けたサービス等利用計画の作成とモニタリングを行う。

計画相談支援を行なう際は、福祉サービスの事業所、障害者基幹相談支援センター、保健センター、区役所と連携（情報共有）して行う。

また、利用者の方々の一つ一つのケースについて、今後起こり得る事（想定しうる事）を念頭に置いたサービスの提案や生活設計を利用者視点で実現できるよう努める。

契約者数については、サービス利用希望者を中心に新規のケースを増やすよう取り組む。

【障害種別】令和2年1月末現在

身体	知的	精神	難病	児童	合計 (契約者)
85名	87名	18名	1名	0名	125名

※ 重複障害 66名

【居住区】令和2年1月末現在

中	昭和	瑞穂	千種	中川	中村	東	熱田	南	緑区	守山	北	港	西	天白	他市
52名	6名	5名	7名	8名	4名	3名	4名	3名	1名	3名	5名	8名	10名	4名	2名

【計画作成見込数】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
本計画	5	6	7	8	10	6	10	8	6	10	9	10	95
計画案	6	7	8	10	6	10	8	6	10	9	10	10	100
モニタリング	30	22	32	24	29	26	27	22	32	24	26	26	320
合計	41	35	47	42	45	42	45	36	48	43	45	46	515

2 障害者基幹相談支援センターとの連携

障害者基幹相談支援センターとの連携を図り、地域の相談事例を共有しながら障害福祉の向上を推進する。また、障害者基幹相談支援センター等が実施する研修や自立支援協議会等に積極的に参加し、相談支援技術の向上を図る。

3 職員研修・人材育成

- (1) 中区障害者基幹相談支援センターと2ヶ月毎に合同での研修会（事例検討等）を実施し、相談支援の資質向上を図る。
- (2) 愛知県や名古屋市、名古屋市社会福祉協議会などが主催する研修に積極的に参加し、相談に柔軟かつ適切に対応できるようにする。
- (3) 意欲的に多様な社会資源の情報収集を行なうことで、利用者にとって必要となる情報の提供を行う。
- (4) 自立支援協議会の部会等に参加し、相談支援技術を高め、ネットワークの拡大を図る。

【中区障害者基幹相談支援センター】

<全体の方針>

令和2年度も引き続き、名古屋市中区における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障害者（児）とその家族の地域における生活を支援し、障害者（児）の自立と社会参加の促進を図れるよう取り組む。

1 事業内容

(1) 総合相談

障害者（児）及びその家族等からの相談に対する障害種別を問わない必要な支援

- ア 福祉サービスの利用支援
- イ 社会資源を活用するための支援
- ウ 社会生活力を高めるための支援
- エ ピアカウンセリング
- オ 専門機関紹介 等

(2) 処遇困難な障害者（児）への相談支援

ア 複数の専門機関との連携を要したり、複数の課題をかかえたりするなど、通常の障害福祉サービス等の利用では解決に困難を要するなどの相談支援

イ 計画相談支援

【障害種別】 令和2年1月末現在

身体	知的	精神	難病	児童	合計
7名	4名	5名	0名	3名	19名

※ 重複障害者 1名

【居住区】

中区	中村区	北区	合計
18名	1名	0名	19名

【計画作成見込数】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
本計画	1	1	0	4	0	0	1	0	5	0	1	1	14
計画案	1	0	4	1	0	1	0	5	0	1	1	1	15
モニタリング	5	8	3	4	9	5	5	4	7	5	8	4	67
合計	7	9	7	9	9	6	6	9	12	6	10	6	96

(3) 地域環境作り（別紙の中区障害者自立支援連絡協議会体制図参照）

ア 区自立支援運営協議会の運営

イ 区内の相談支援事業者（指定特定相談支援事業者若しくは指定一般相談支援事業者又は指定障害児相談支援事業者）をはじめとする関係機関とのネットワークの構築

(4) 人材育成

ア 区内の相談支援事業者に対する訪問等による指導及び助言

イ 区内の相談支援事業者等に対する研修会の企画及び運営

(5) 地域移行・地域定着支援

ア 障害者支援施設、精神科病院及び矯正施設等からの地域移行に向けた普及啓発及び地域相談支援対象者と指定一般相談支援事業者との間の連絡

イ 地域生活を支える上で必要な社会資源の把握・開発

ウ 研修会や講演会を通じた地域住民への障害理解の普及、啓発

エ 指定一般相談支援事業者に対する地域相談支援に関する指導及び助言

(6) 権利擁護

ア 養護者による障害者虐待の防止の取り組み及び養護者による虐待を受けた障害者の保護のため、障害者及び養護者への相談、指導及び助言（障害者虐待相談センターや行政機関等との連携を図る）

イ その他権利擁護のために必要な援助及び取り組み（障害者・高齢者権利擁護センター及び成年後見あんしんセンター等との連携を図る）

(7) 障害福祉サービス利用に係る利用者等からの苦情受付等の対応

(8) 障害支援区分認定調査（更新予定数）

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
中区	身体的	4	8	8	10	6	4	7	5	8	9	6	9	84
	精神的	1	4	1	0	2	3	2	0	1	2	1	3	20
北区	身体的	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	120
合計		15	22	19	20	18	17	19	15	19	21	17	22	224

(9) 障害者賃貸住宅入居等サポート事業による入居支援

(10) 障害者自立支援配食サービスのアセスメント等（更新予定数）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
身体	2	1	0	1	1	1	0	3	2	0	1	0	12
知的	0	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	3
精神	2	2	0	0	0	0	0	1	0	1	2	1	9
合計	4	4	1	1	1	1	0	4	3	1	3	1	24

(11) 障害者サロン

ア よりみちサロンの運営（月1回第4土曜日）

- ・ゲーム、創作活動、調理、1日バス旅行など

イ ふれんずの運営（よりみちサロンとAIAIカフェの共同団体）

- ・御坊夏祭り、むつみ祭りなど

ウ ボラネットなかまんなかの会議やイベントへの参加・協力

- ・会議、研修会など

2 運営事業の対象者

原則として中区域内の障害者（児）とその家族、担当区域内の事業者等とするが、必要に応じて中区域外の障害者（児）とその家族への支援も行う。

3 職員研修・人材育成

- (1) 当センターにおいて事例検討会を2か月毎（偶数月第2水曜日）に実施する。
- (2) 相談センター一歩と合同で研修会を2か月毎（奇数月第2水曜日）に実施する。
- (3) 県や市、市社協などが主催する外部研修に積極的に参加する。

4 職員ミーティング

月1回（第4水曜日）に基幹センタースタッフが集まり、業務を遂行するために必要な情報交換や協議を行う。

5 精神障害者地域活動支援事業「あかもん」との連携

「あかもん」と連携し、精神障害者の地域生活を支えるための医療・福祉及び地域のネットワークの構築に努める。また、精神障害に対する理解促進を図るための普及啓発等を行う。

6 事業提携（スーパーバイズ契約）

（1）提携病院

鶴舞こころのクリニック（精神科・心療内科）

（2）提携内容

必要に応じてクリニック院長及び精神保健福祉士（ワーカー）等より精神障害についての専門的な助言、指導

ア 精神障害についての専門的な指導、助言

イ 精神障害についての研修の企画、運営補助

ウ 必要に応じて訪問、来所者への相談支援補助

エ 自立支援連絡協議会への協力、助言

7 営業時間の変更

月曜日～金曜日、第2・4土曜日 9時00分～17時00分

8 新たな取り組み

中区区政運営方針に示されている地域の「総合水防訓練」「総合防災訓練」に参加することで、中区で行われている防災対策の状況について確認をする。

また、今後、前出1（3）「地域環境作り」につなげる必要があるかについても検討する。

【あかもん〈精神障害者地域活動支援事業〉】

〈全体の方針〉

令和元年から事業運営の受託を受け2年目を迎えるが、より一層、精神に障害のある方が安心して地域生活が送れ、気軽に過ごすことができるような「居場所」「活動の場」作りを行う。

事業の推進にあたっては、障害者基幹相談支援センターとの連携を図り、精神障害者の地域生活を支えるための医療・福祉及び地域のネットワークを構築する。

また、平成30年度実地指導での指摘事項である「1日20名の利用者確保」を目指し、まずは月40名の利用（見学・体験含む）を目標に取り組む。

1 事業の運営方針

- ① 人としての主体性を尊重し、生きがいのある生活と自立を支援する。
- ② 地域に根ざした事業運営に努める。
- ③ 福祉関係機関や多くの社会資源と連携しながら、精神に障害のある方の地域生活を支援する。

2 利用対象者（①又は②の該当者で、③に該当する方）

- ① 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
- ② 精神科・心療内科で治療中の方
- ③ 利用について主治医の同意が得られる方

3 事業の支援方針

- ① 精神に障害のある方が地域でいきいきとした生活を過ごせるように、必要な情報提供や仲間作りなどの支援を行なう。気軽に立ち寄れて、くつろいだり、相談したり、プログラムの参加や生活支援サービスを利用する中で自分らしい生活を応援する
- ② 障害者基幹相談支援センターやスーパーバイズ契約を結んでいる鶴舞こころのクリニックとの連携を図ることで、より専門的な障害に配慮した安心感が得られる対応ができるような場所作りを行う。

4 事業の実施方針

(1) 直接処遇業務

ア 創作的活動又は生産活動の機会の提供に関する業務

- ① 毎月のプログラムについては、職員が一方的に決めるのではなく、利用者プログラムミーティングの時間を設定し、ニーズを確認しながら決定する。

また、決定したプログラムに対して利用者と相談しながら、準備の部分から関わられるように工夫する。

② 季節を感じられるようなプログラムを設定する（別紙資料を参照）

4月	お花見 絵手紙（春）
5月	栄ミナミ音楽祭
6月	食中毒勉強会 クリーンキャンペーン
7月	絵手紙（暑中見舞い）
8月	納涼会
9月	防災訓練
10月	ハロウィンパーティ 絵手紙（秋）
11月	紅葉狩り 池田公園クリスマスコンパ
12月	クリスマス会 感染症勉強会
1月	絵手紙（暑中見舞い） 正月遊び
2月	節分
3月	防災訓練

③ プログラム内容

調理活動	「食事作り」「おかし作り」等
音楽活動	「歌唱」「演奏」「CD鑑賞」等
体力作り	「導引養生功」等
教養活動	「DVD鑑賞」「パソコン」「ゲーム」「各種勉強会」等
外出活動	「各種地域のイベント参加」等
防災活動	「防災訓練」等
創作活動	「絵手紙」「コラージュ」等

イ 社会との交流の促進に関する業務

- ① プログラムを設定するにあたり「外部の講師」「ボランティア」「実習生」などに協力を依頼することで様々な人との交流を図る。
- ② 地域の行事に参加、協力できるよう地域の学区や社会福祉協議会、区役所等と連携し取り組む。

ウ 日常生活に必要な便宜を供与することに関する業務

- ① 生活上の困りごとや不安などについて必要に応じて個別に面談を実施することや年2回の定期的な面談を実施する。なお、対応が困難な事案については、基幹相談センターや各専門機関に相談・連携し対応する。

- ② 利用者の状況やニーズに合わせ「プログラム」「講座」「メンバー同士の話し合いの場」などを設定し、日常生活上必要な知識や技能の獲得につなげる。

(2) 地域の事業所等との連携

- ① 自立支援連絡協議会へ参加し、「医療」「福祉」「地域住民」など地域とのネットワークを構築する。
- ② 区内に点在する「医療機関」「福祉関係機関」「行政機関」を中心に、事業内容の理解を求める為の説明や利用者支援に必要な情報交換を目的とした電話や訪問を行う。
- ③ 精神障害者地域活動支援事業の交流会に定期的に参加することで情報交換や連携を強化する。

(3) 普及啓発等事業

ア 地域住民ボランティアの育成に関する業務

- ① 地域のボランティア団体や障害者サロン団体等と連携し、地域とのつながりを作りながら、地域のボランティア活動に協力する。
- ② 地域住民や学生などのボランティア希望者の積極的な受け入れを行うことで、ボランティアの育成につなげる。

イ 障害に対する理解促進を図るための普及啓発事業の実施に関する業務

- ① 自立支援連絡協議会への参加・協力を通して「精神障害」に対する啓発活動を行う。
- ② 地域の行事に積極的に参加すること等を通して「障害」の理解につなげる。
- ③ ボランティアや実習生の受け入れを柔軟に行なうことで「障害」の理解につなげる。

5 営業日及び営業時間

月曜日～金曜日、第2土曜日（10時30分～18時00分）

なお、地域の行事などに参加する場合は、土曜日や日曜日等の休日も営業する

6 職員研修・人材育成

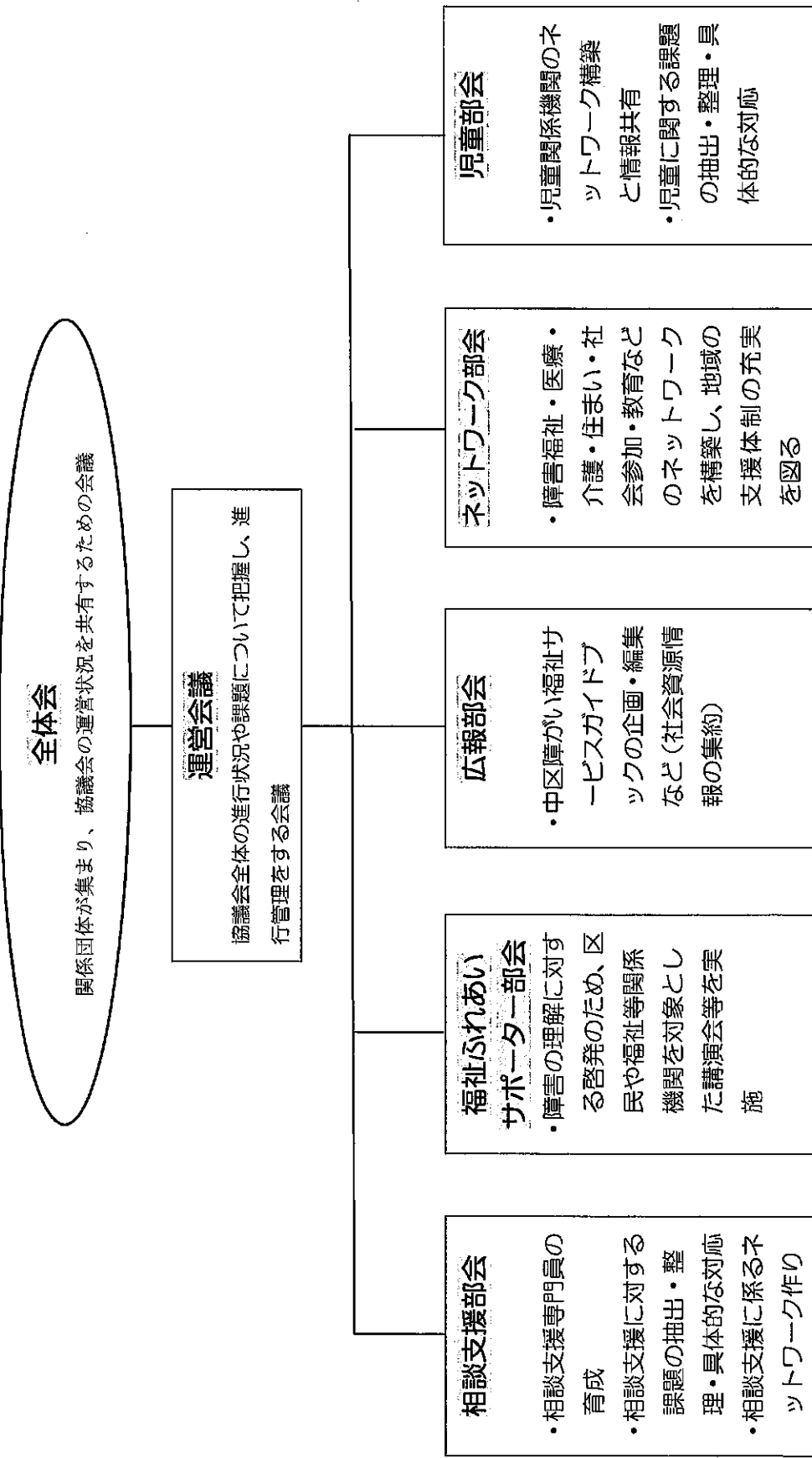
- ① 愛知県や名古屋市、名古屋市社会福祉協議会、中区障害者自立支援連絡協議会などが主催する研修へ参加することでより幅広いスキルを身に付けられるようにする
- ② 法人内研修では、支援するにあたっての知識や技能の向上を目的に2ヶ月毎（奇数月の第2水曜日）に研修を実施する

7 職員ミーティング

月2回（第1、第3水曜日）、あかもんのスタッフと基幹相談支援センターのセンター長等が集まることで、業務を遂行するために必要な情報交換や協議を行う。

中区障害者自立支援連絡協議会組織図

障害のある方が地域で安心して生活するために「人と人をつなぎ、地域課題を地域で共有し、解決に向けて地域で協働する場」です。障害福祉に関係する者に限らず、保健、医療、教育、就労、当事者、地域住民などありとあらゆる方が、地域づくりのために協議し取り組みます



令和2年度 中区障害者自立支援連絡協議会 活動計画

全体会

名称	開催頻度	参加機関	今年度の主な活動
全体会	2回/年 (5月 11月)	協議会登録事業所	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">一部</div> 活動計画、活動報告、社会資源情報、制度施策情報 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">二部</div> 研修会(5月未定、11月防災)

運営会議

名称	開催頻度	参加機関	今年度の主な活動
運営会議	6回/年 (奇数月)	福祉課、保健C、社協、いきいきC、民児協代表、各部部长、基幹C	社会資源情報、協議会の進捗状況、地域課題の共有

部会

名称	開催頻度	参加機関	今年度の主な活動
相談支援部会	12回/年 (毎月) (第3月曜日午後)	区役所、保健C、中央療育C社協、いきいきC、各特定相談事業所、基幹C	社会資源情報、各相談事業所の困っているケースの共有・協議 研修会(事例検討会など)、見学会
福祉ふれあいサポーター部会	9回/年	社協、民児協代表、各障害団体、ボランティア団体、基幹C	安心安全快適なまちづくりフェスタ 学区への啓発活動(3学区)
広報部会	6回/年	区役所、社協、通所施設代表、居宅事業所代表、基幹C	中区障がい福祉サービスガイドブックの更新
ネットワーク部会	7回/年	協議会登録事業所	見学会(区内新規事業所、精神科病院、市内関係機関) 研修会
児童部会	5回/年(中区) 1回/年(3区合同)	児童発達支援事業所 放課後等デイサービス事業所	見学会(区内事業所) 研修会(性の学習会)

【名古屋市重症心身障害児者施設ティンクルなごや】

<重点課題への対応方針>

1 利用数の確保（稼働率の向上）

長期入所利用児者は令和元年度末に73名になる予定で、「公的病院等2025プラン」の目標に掲げた長期入所利用児者72名以上（稼働率90%）を達成し、今後の定員80名利用については市の受け入れ方針を踏まえて行う。

また、短期入所利用率は70%以上とする。

利用予定者数（長期入所）

（単位：人）

区 分	4月	9月	3月
実入所者数（当月末日現在）	73	75	80
18歳未満	11	11	12
18歳以上	62	64	68
超重症児者数	11	12	12
準超重症児者数	18	18	23
呼吸管理	19	20	20
人工呼吸器あり	11	12	12
気管切開あり(人工呼吸器なし)	8	8	8
経管栄養(胃ろう、経鼻等)	45	46	51
学校教育	9	9	9
訪問教育	6	6	6
通学	3	3	3

利用予定者数（短期入所）

区 分	月当り	年間	日平均
延利用者数(日)	220	2640	7.2
うち超重症児(日)	20	240	0.7
うち準超重症児(日)	45	540	1.5
実利用者数(人)	70	160	
延利用件数(件)	75	900	
契約者数(人)	160	160	

2 職員確保

看護師、生活支援員の離職者も多く人員不足が常態化しているため、引き続き、ハローワーク、人材紹介会社、大学、専門学校など広く関係者へ募集・採用の働きかけを行う。

職員配置見通し

(単位:人)

区 分		4月	9月	3月
医師	常勤	2	2	2
	非常勤(※1)	9	9	9
看護師	常勤(うち休職者等)	61(4)	61(4)	61(4)
	非常勤	4	4	4
生活支援員	常勤(うち休職者等)	38(4)	41(4)	47(3)
管理栄養士	常勤	1	1	1
薬剤師	常勤(うち休職者等)	2(1)	2(1)	2(1)
	非常勤	2	2	2
機能訓練	常勤	3	3	3
	非常勤	2	2	2
サービス管理責任者	常勤	2	2	2
事務員	常勤	9	9	9
	非常勤	3	3	3
技師・業務士(※2)	非常勤	6	6	6
計	常勤(うち休職者)	118(9)	121(9)	127(8)
	非常勤	26	26	26
	合 計	144	147	153

(※1) 医師の非常勤は宿日直を除く非常勤医師を記入。宿日直の非常勤医師は、常勤換算1.9人。

(※2) レントゲン技師・検査技師・業務士・ドライバー

3 職員の質の向上

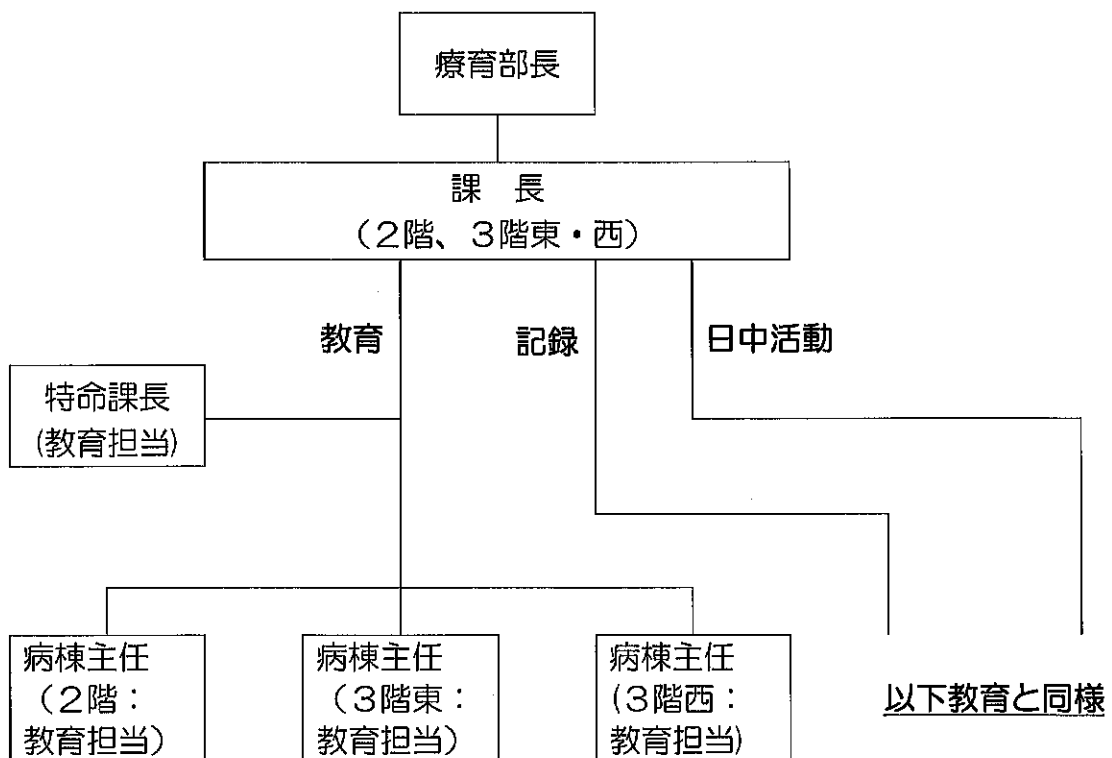
障害の重度化など利用者支援の充実を図るために看護・生活支援をする力を向上させるため、引き続き「教育」「記録」「日中活動」の3分野を強化する。

また、家族の問合せ等に対応する力を向上させるため、制度改正等も注視し常に最新情報を得ていくように行政機関等から正確な情報を取りながら医療や障害福祉サービスに係る手続きなどの知識を習得する。

3分野

教 育：	職員研修等を通じて、医療機関及び福祉施設としての基本的な理解、知識の向上を図る。また、職員個々の専門的知識の蓄積によるスキルアップを図る。
記 録：	看護、生活支援、サービス提供実績等の各種記録について、作成方法等を明確にし、正確な記録作成及び職員によるばらつきの抑制を図る。
日中活動：	利用者個々のライフステージに合わせて日常生活の支援及び生活を豊かにするための日中活動の内容について定期的に見直しを行い利用者の生活の質の向上を図る。

■体制



4 個別支援計画による的確な支援の推進

障害者総合支援法の趣旨に沿って、利用者の有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者のアセスメントを行い、適切な支援内容を検討し、個別支援計画によりの確な支援の推進を図る。

5 地域における支援体制の構築

福祉、医療、保健、教育、介護、その他の関係施設・機関との連携し、地域の重症心身障害児者の支援体制を構築するため検討する。

さらに、行政が行う医療的ケア児等の支援体制等の検討と連携する。